

2026年2月1日

お取引先様 各位

電磁リリース及びパワーサプライ
製品保証書の納付方法変更および保証期間の運用規定に関するお知らせ

拝啓

貴社におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度当社では、昨今の現場状況やお客様からのご要望に鑑み、製品保証書の納付方法の変更、および保証開始日の運用規定について下記の通り整理・明確化いたしました。

つきましては、内容および適用条件をご一読いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

ゴールドマン株式会社
代表取締役 武藤健太郎

1. 製品保証書の納付方法の変更

従来は出荷表に同封しておりましたが、現場での紛失防止および確実なお引き渡しのため、今後は以下の場所へ納付させていただきます。

- ・ 変更後納付場所：パワーサプライ制御盤内
- ・ ※原本の再発行は致しかねますので、お施主様へのお引き渡しまで大切に保管をお願いいたします。

2. 保証期間および「保証開始日」の定義について

製品保証期間は原則として「引渡日から1年間」となりますが、ご契約形態により起算日が異なります。

- ・ **【納品のみ（製品販売）の場合】**
 - 保証開始日 = 当社出荷日 とさせていただきます。
- ・ **【材工（製品+取付工事）の場合】**
 - 本来は「当社工事完了日」が保証開始の原則となりますが、材工案件につきましては、現状「現場引渡日（全体竣工日等） = 保証開始日」として運用させていただいております。
 - ※当社工事完了後、建物全体の引渡日までの「未入居期間」は保証期間のカウントに含まれませんのでご注意ください。

3. 「現場引渡日基準」適用の必須条件（重要）

上記「材工」における運用（引渡日基準）は、当社工事完了後から実際の引渡日までの期間、製品品質が適正に維持されていることを前提といたします。そのため、本運用の適用には以下の2点を条件とさせていただきます。

- ・ **条件①：未入居期間の不使用**
 - 当社施工完了後から実際の引渡日までは、製品の電源を切り、使用をお控えください。
- ・ **条件②：適切な養生の実施**
 - 他工事による粉塵や接触から製品を守るため、十分な養生管理をお願いいたします。

【免責事項について】

当社工事完了後、現場引渡日(保証書記載の「保証開始日」)までの期間は当社の管理監視外となります。そのため、上記期間中の「無断使用による消耗・不具合」や「管理不備（養生不足・水濡れ等）に起因する故障・破損」につきましては、保証の対象外となります。

完全な状態でエンドユーザー様へお引き渡しするため、何卒現場管理のご協力をお願い申し上げます。

今後とも、変わらぬご愛顧を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

以上